

評価項目・得点	評価の理由
<p>実績 21 / 50点</p>	<p>小泉、安倍内閣（前半）までは、官業の民間解放という目的に焦点が当てられ規制改革政策が説明されていた。その強化策として、規制影響分析（RIA）を提示しており比較的説明は具体的である。他方、福田・麻生内閣になると規制改革に関する方針が不鮮明になっていった。規制改革はほぼ全府省に3ヵ年計画が打ち出され、その措置状況が公開されているが、業務取組状況を示したもので業績や成果を示したものとはいえない。この中で、医療、介護、保育、農林水産、住宅・土地、航空・空港、雇用・労働、教育が重点分野とされている。全般に進捗は芳しく、農業、保育などが顕著例である。それだけでなく、規制が強化されたものもある。タクシー、雇用、医療などは規制緩和による歪みへの対応策であると考えられる。しかし、その内実に着目すると、旧来の規制を軸に長年にわたって築かれてきた政治と業界団体の岩盤が、一端は緩和策で影を潜めていたが、強化策を通じて復活しはじめているようにみえる。</p>
<p>実行過程 10 / 20点</p>	<p>規制改革政策の中核をなす規制改革会議は、総理の直轄化にあり、首相官邸にある推進本部と両輪体制がとられている。つまり、経済財政諮問会議とも密接な連携をとっており、政治レベルでの意見交換がしやすい環境が整えられている。他方、規制をつかさどる所轄庁との関係については、規制改革会議には強制力があるわけではないので、微妙なところがある。3ヵ年計画についても、その遂行についての責任所在が今ひとつはっきりしない。所轄庁の取組・意思に依存するところが大きいと思われる。また新たな規制を事前に定量評価する規制影響分析が平成19年より義務付けられた。これによって規制政策のPDCAを機能されることも期待される。しかし、タクシーや医療品のインターネット販売など新たに強化された事前評価書をみると、数値は曖昧で、緩和によって生じたといわれる歪みにどう対応するのか不明瞭である。つまり、制度は整ったが、PDCAの実際は骨抜きの状態になっているといえるだろう。</p>
<p>説明責任 9 / 30点</p>	<p>小泉内閣、安倍内閣の前半までは、官業の民間解放としての色彩が強かったといえる。これらとは全く異なる意図で、規制改革を捉えていたのが福田内閣で、消費者保護の立場から規制を強化する意向があったのではないかと思われる。方針がいつの時点で、何を理由に変更されたのかの説明を、公開文書から見出すことはできなかった。規制改革をいくつかの目的の手段として使い分けることはあるだろうが、その改革が何を目的としているのか明記すべきである。さらには、目的や方針を変更するのであれば、根拠にもとづいた説明が必要である。</p>